

葉山町営平松住宅（空き家）

募集のしおり

申込書配布期間
受付期間

1月11日（火）～1月21日（金）


（申込資格の基準日：令和4年1月1日現在）

この募集は、町営平松住宅について、空き家が生じたため入居者を募集するために行うものです。
申込資格については、収入基準をはじめ、いろいろな制限がありますので、申し込みにあたっては、この「募集のしおり」を最後までよく読んでから申し込んでください。

町営住宅入居者募集についての

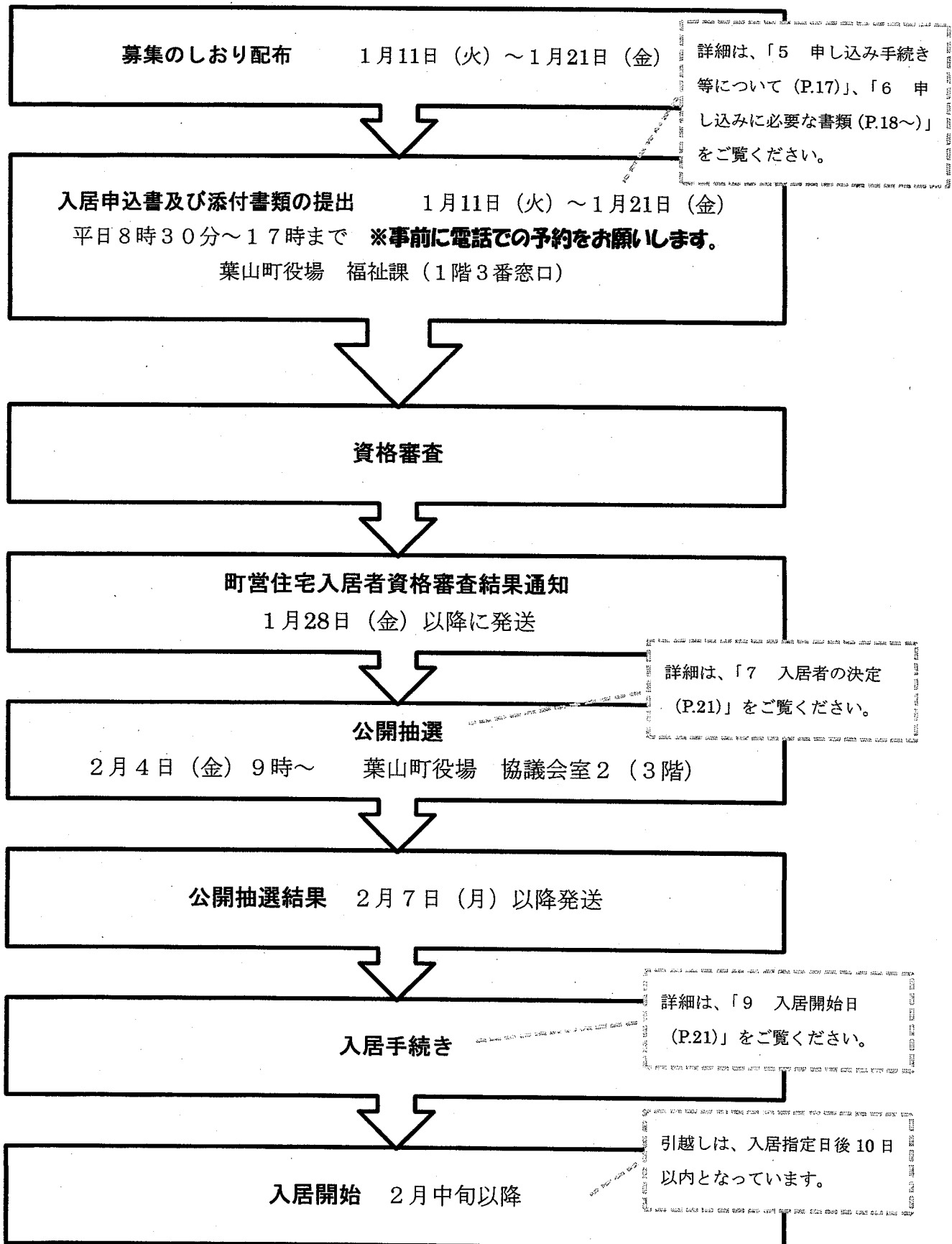
お問い合わせ、受付・相談予約は

葉山町福祉部福祉課

 046-876-1111（内線 231）



申し込みから入居までの流れ



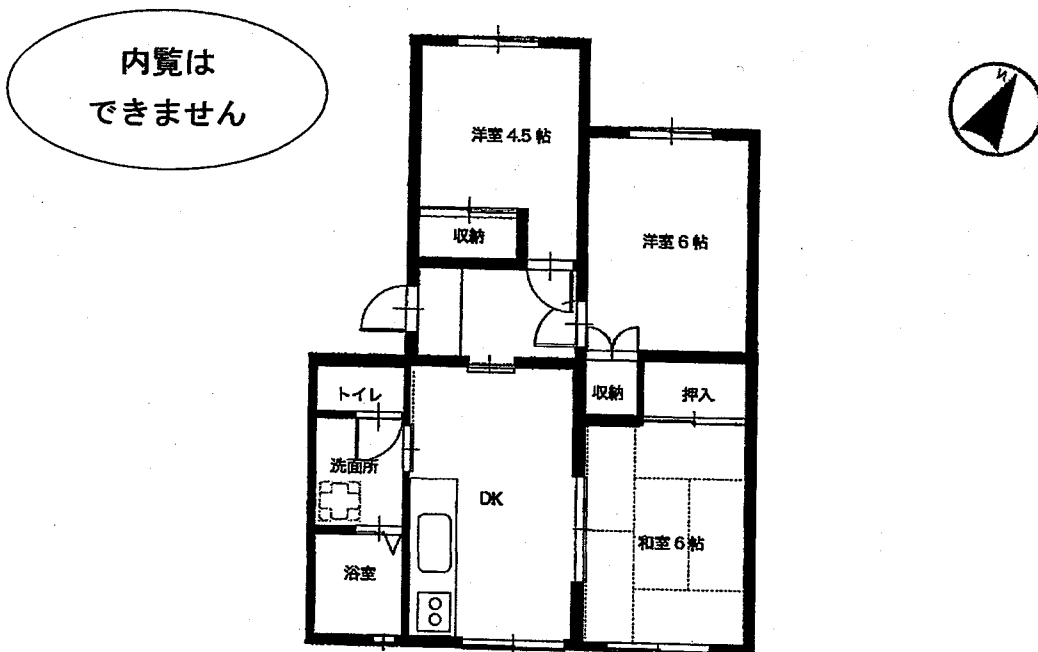
《目 次》

1	募集住宅の概要	1
2	申込資格について	3
3	収入基準について	7
4	月収額の計算方法	9
	給与所得の場合	13
	年金所得の場合	14
	その他の所得・日雇の場合	15
	申込家族の中で2人以上に収入がある場合	16
5	申し込み手続き等について	17
6	申し込みに必要な書類	18
7	入居者の決定	21
8	補欠	21
9	入居開始日	21
10	入居後の注意事項	22
附録	家賃早見表	24

1 募集住宅の概要

団地名称	町営平松住宅
所在地	葉山町一色1482番地の1
交通	「大道」バス停より徒歩約2分
構造	鉄筋コンクリート造 3階建
募集戸数	1戸(304)
募集住宅の階数	3階
部屋の間取り	3DK(※詳細は下図のとおり)
賃料	収入によって異なります
駐車場	平置き空有り・月額5千円
エレベーター	ありません
バス・トイレ	あり
ガス種類	プロパンガス

住宅簡易間取り図(例)

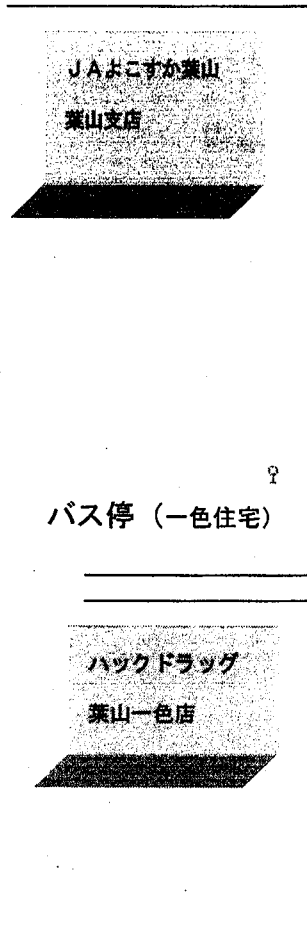


交通

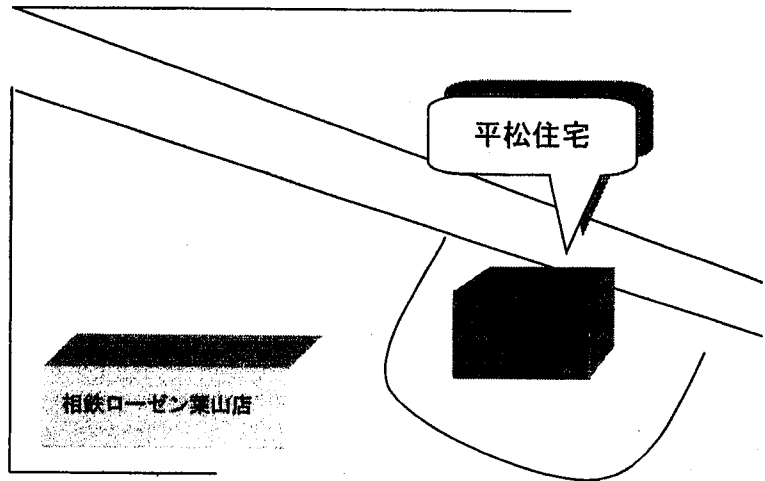
至御用邸

国道 134 号線

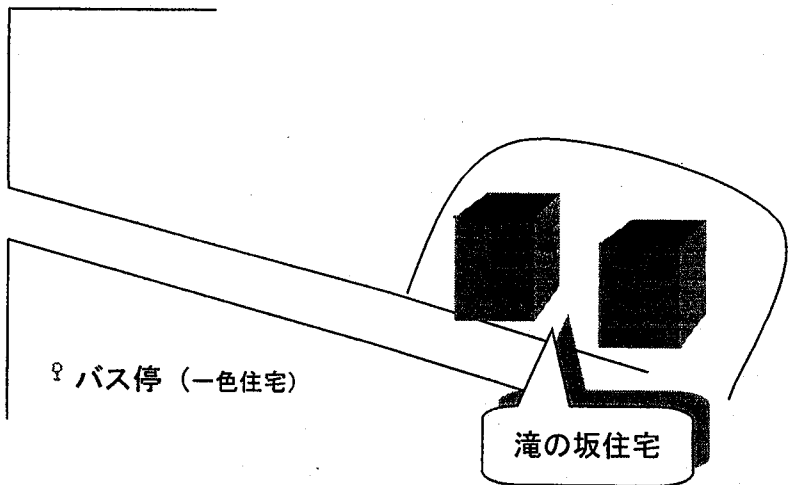
至返子



葉山大道交差点



至衣笠



2 申込資格について

すべての申込資格は、入居時まで継続して満たしていることが必要です。

1. 申込本人は成人であること。
2. 夫婦（婚約関係、内縁関係、パートナーシップ宣誓証明書等をお持ちの方（本町発行又は本町で利用が可能なもの）等を含みます。）又は親子を主体とした家族（申込本人から見て6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）であること。
 - ※ 単身の方は、4ページの資格がある方のみ申し込みができます。
 - ※ 家族を不自然に分割しての申し込みはできません。（例えば、夫婦を分割する申し込みや、収入基準が合わなくなるからといって同居している家族を含めないなど。）
 - ※ 兄弟姉妹だけの申し込みは、両親が死亡しているなどの、特別な事情がある場合に限ります。特別な事情がある場合は、必ず、申し込み前にご相談ください。
 - ※ 事実婚にある方は、戸籍上配偶者がなく、住民票上「未届けの妻」か、「未届けの夫」とある方に限ります。
 - ※ 婚約者と申し込む場合には、当選後の資格審査時に婚姻した旨の証明を提出してください。
 - ※ 母子・父子の申し込みは、申込者に戸籍上配偶者がなく、20歳未満の子の親権者であることが必要です。また、離婚調停中・協議中の場合も母子・父子優遇扱いになりますが、当選後の資格審査時まで離婚が成立していない場合は失格となります。
3. 申込本人は令和3年1月1日以前から葉山町内に居住し、引き続き申込時（令和4年1月21日）まで居住していることが住民票で確認でき、現に居住していること。又は、令和3年1月1日以前から引き続き葉山町内に勤務していることが、勤務先の証明などで確認できること。※海外からの引揚者を除く。
4. 月収額が「3 収入基準について」の範囲内であること。
5. 現在、「住宅に困っている理由」があること。
『町営住宅入居申込書（様式1）』の住宅困窮理由のいずれかに該当すること。
6. 町税（軽自動車税・町民税など）の滞納がないこと。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いの猶予等を受けている方はご相談ください。

(分割納付をしている方及び延滞金のみの滞納も滞納となります。)

7. 暴力団員でないこと。

※ 当選者及び入居する家族については、暴力団員でないことを誓約する書面を提出していただきます。又、警察に照会する場合があります。暴力団員であることが判明した場合には、失格となります。なお、入居後、暴力団員であることが判明した場合には、住宅を明渡していただきます。

◆ 単身で申し込む方が必要な資格

次の①～⑧のいずれかにあてはまる必要があります。

なお、単身で入居される場合は、お一人で、又は常時の介護を受けることができ、日常生活を送れることも条件となります。

	区分	対象者	添付書類
①	60歳以上の方	60歳以上の方	
②	心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの身体障害者。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの精神障害者。 知的障害者(A1、A2、B1、B2)。 	障害者手帳等のコピー
③	戦傷病者	戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症である方。	戦傷病者手帳のコピー
④	原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方。	被爆者手帳のコピー
⑤	生活保護受給者等	現に生活保護を受けている方、又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方。	生活保護受給証明書
⑥	海外引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。 (中国残留邦人等の永住帰国者であって、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する者)	永住帰国者証明書のコピー

⑦	ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。	国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書
⑧	DV被害者	配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手から暴力等を受けた方のうち、次のいずれかに該当する方。 ① 女性相談所の一時保護、又は女性保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。 ② 裁判所がした退去命令、又は接近禁止の申し立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。	女性相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し

◆ 申し込みにあたっての注意

- (ア) 申込書は、1世帯につき1通しか提出できません。
2通以上の申込書に同一の方の名前が記載されている場合には、それらの申し込みはすべて失格となります。(他の申込者の家族になっている場合も失格となります。)
- (イ) 申込書の入居しようとする者の氏名欄に名前が書かれていない方は入居できません。
申し込み後の家族の増減は、出生・死亡以外は認められません。申込者本人が死亡等により申込資格がなくなった場合は、失格となります。
- (ウ) 申込書、その他の提出書類に虚偽があることが判明した場合は、当選しても失格となります。
- (エ) 申込資格に関する基準日は、令和4年1月1日現在です。
- (オ) 持ち家のある方は申し込みできません。同居しようとする方に持ち家がある場合も同様です。
- (カ) 受付期間外の申し込みは無効です。
- (キ) いかなる場合にも申込書等は返却いたしませんので、ご了承ください。
- (ク) 募集にあたっては、第三者からの紹介行為等は一切受け付けておりません。
万一紹介行為等があった場合には、応募をご遠慮いただくこともありますのでご承知おきください。
- (ケ) 入居するときに連帯保証人が1名必要となります。

(コ)当選後の資格審査において、町税を滞納しているなど申込資格がないことが判明した場合は、失格となります。

(サ)入居時まで申込資格が継続していない時は、当選後も失格となります。

3 収入基準について

1. 収入の基準

町営住宅の収入基準は、月収額（世帯の1年間の総所得金額を計算して、該当する控除額を差し引き、残りの金額を12で割った額。計算方法は9ページを参照。）が、0円～158,000円（原則階層）の範囲内の方が申し込めます。

ただし、裁量階層に該当する世帯は月収額の特例があり、

158,001円～214,000円（裁量階層）で申し込めます。

収入基準を超える場合は、申し込みができません。

2. 裁量階層について

裁量階層とは次の表に該当する世帯をいい、月収額が158,000円を超えていても214,000円以下であれば申し込むことができます。

なお、該当する方は、申し込みの際に証明書類の添付が必要です。

	区分	対象世帯	添付書類
①	特定年齢世帯	申込本人が60歳以上の方で、かつ、入居しようとする家族全員が60歳以上、又は18歳未満の方である世帯	
②	心身障害者世帯	申込本人、又は入居しようとする家族の中で、次のいずれかに該当する障害者がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳の交付を受けている、1～4級の身体障害者 ● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、1～2級の精神障害者 ● 前項の精神障害の程度に相当する知的障害者 	障害者手帳等のコピー
③	戦傷病者世帯	申込本人、又は入居しようとする家族のうち戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当する方がいる世帯	戦傷病者手帳のコピー
④	原爆被爆者世帯	申込本人、又は入居しようとする家族のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	被爆者手帳のコピー

⑤	海外引揚者世帯	申込本人、又は入居しようとする家族のうち、海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯	永住帰国者証明書のコピー
⑥	ハンセン病療養所入所者等世帯	申込本人、又は入居しようとする家族のどなたかが、ハンセン病療養所入所者等である世帯	国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書
⑦	子育て世帯	申込基準日(令和4年1月1日現在)で、入居しようとする家族に、中学校卒業前の子どもがいる世帯 ※	

※ 入居後、子どもの成長に伴い、中学校卒業前の子どもがいなくなった際は、通常の入居収入基準が適用されます(但し、①～⑥のいずれかに該当している場合、裁量階層は継続されます)。

4 月収額の計算方法

① 月収額の定義

世帯の1年間の総所得金額を計算し、該当する控除額を差し引き、残りの金額を12で割った額です。毎月の給与額や年間総収入額を12で割った金額とは違い、一定の計算方法により算出された金額です。間違った月収額で申し込むと失格になることもありますので、注意してください。

② 計算の対象となる収入の種類

申込本人、及び入居しようとする家族（婚約者を含む）の申込時（令和4年1月1日現在）に得ている収入で、次に該当するもの。

なお、退職を予定している方でも、令和4年1月1日現在、次の収入のある方は計算の対象とします。

- 国民年金、厚生年金、恩給等。ただし、遺族年金、障害年金は対象になりません。
- 給与、賞与、残業、その他の手当、アルバイト、パート等の収入も含まれます。
- 日雇等による所得。
- 事業による所得（生命保険等の外交員報酬等も含まれます）。
- その他、利子・配当等、継続的な収入で課税対象となるもの。

③ 収入から除外されるもの

- 遺族が受給している恩給及び年金。
- 生活保護の扶助料、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金、退職一時金、傷病手当等。

※ これらの収入だけで世帯の生計を維持しているときは、申込書の月収額の欄に「生保」、「雇保」、「労保」、「仕送り」、「遺年」、「障年」等と記入してください。

④ 計算の対象となる期間

- 令和2年1月1日以前から勤務先（事業の方は事業内容、年金の方は年金の種類）が変わっていない方は令和2年中の収入が対象になります。
- 令和2年1月2日以降に就職、転職した方は、就職、転職した翌月からの収入により計算します。
- 申込前に退職し、申込時（令和4年1月1日現在）に勤務していない方は無職とし、就職していた時の収入は計算の対象としません。

⑤ 休業・休職期間がある方

令和2年1月2日以降に休業・休職により無収入の期間がある方は、復業、又は復職した日の翌月から計算してください。

⑥ 2人以上に収入があるとき

入居しようとする方全員（婚約者を含む）の所得金額を、一人ひとり計算してから合算してください。

⑦ 1人に2種類以上の収入があるとき

- 1人で2種類以上の収入を得ているとき（例えば、年金と給与）は、所得金額を個別に算出して合計してください。
- 1人で同じ種類の収入を2ヶ所以上から得ている（2ヶ所から給与を得ている、2種類の公的年金を受けている）ときは、まず総支給額を計算してから所得金額を算出してください。

⑧ 計算にあたっての注意事項

「予定」は計算の対象になりません。

退職する予定だからといって収入に含めなかったり、出産の予定だからといって控除の対象としないでください。したがって、申込時（令和4年1月1日現在）における世帯全員の収入を記入してください。婚約者の収入も含まれます。

⑨ 控除の内容と金額

所得金額から次の控除の種類に対応する控除額を引いてください。①の親族控除は、すべての世帯に該当します。②～⑧の控除は、世帯に老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親がいる場合に、①の親族控除に合わせてさらに該当する控除をしてください。

	控除の種類	控除を受けられる方	控除額 (1人につき 年間)
①	親族控除	申込本人以外の入居しようとする家族と、町営住宅に入居しない遠隔地扶養の被扶養者。	38万円
②	老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方。	10万円
③	老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上の方。	
④	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方。（妻・婚約者を除く）	25万円

⑤	障害者控除	<p>申込本人、入居しようとする家族、又は同居しない扶養親族で次のいずれかに該当する方。</p> <p>(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方。…このうち1～2級の方は特別障害者控除</p> <p>(イ) 心神喪失の常況にある方、又は児童相談所、障害者更正相談所等の判定により知的障害者と判定された方。…このうち重度(A1、A2)と判定された方は、特別障害者控除</p> <p>(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。…このうち1級の方は特別障害者控除</p> <p>(エ) 精神に障害のある方で国民年金、又は厚生年金の障害年金の証書を交付されている方。…このうち1級の方は特別障害者控除</p>	27万円
⑥	特別障害者控除	<p>(オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。…このうち恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症の方は特別障害者控除</p> <p>(カ) 原爆被爆者のうち、その負傷、又は疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方。…特別障害者控除</p> <p>(キ) その他常に就床を要し、複雑な介護を要する方や、65歳以上でその障害の程度がア～イと同程度の障害があることの福祉事務所長の認定を受けている方…特別障害者控除</p>	40万円
⑦	寡婦控除	<p>申込本人、又は入居しようとする家族で次のすべてに該当する方。ただし、所得のある方に限ります。</p> <p>(ア) 夫と死別あるいは離婚後、婚姻していない方(婚姻によらないで母となり、現に婚姻をしていない方を含む)、又は夫の生死の明らかでない方(一般には3年以上生死が明らかでなく所得税法上寡婦控除が認められている方)</p> <p>(イ) 扶養親族があるか、又は扶養親族に該当しない生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が38万円を超える子は除かれます)があること</p> <p>※ただし、夫と死別してから婚姻していない方、又は夫の生死の明らかでない方で、所得の見積額が500万円以下(給与所得のみの場合は、給与の収入金額が6,888,889円未満)の方は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。</p>	<p>27万円</p> <p>所得金額が27万円未満の場合はその額</p>

⑧	ひとり親控除	<p>申込本人、又は入居しようとする家族で次のすべてに該当する方。</p> <p>(ア) 婚姻をしていない、又は配偶者の生死の明らかでないこと。</p> <p>(イ) 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が48万円を超える子は除かれます)がいること。</p> <p>(ウ) 所得の見積額が500万円以下であること。</p> <p>(エ) その人と事実上婚姻関係と同様の事情のあると認められる一定の人がいないこと。</p>	<p>35万円 所得金額が35万円未満の場合はその額</p>
---	--------	---	---

控除額の計算

控除の対象	控除額の計算方法
① 親族控除 (同居親族及び同居しない扶養親族)	<p>38万円 × _____ 人 = _____ 万円</p> <p>(※同居親族数は、町営住宅へ入居しようとする家族(婚約者及び内縁関係にある者を含む)のうち申込本人以外の人数です。収入のある方も含みます。)</p>
② 老人控除対象配偶者 ③ 老人扶養親族控除	10万円 × _____ 人 = _____ 万円
④ 特定扶養親族控除	25万円 × _____ 人 = _____ 万円
⑤ 障害者控除	27万円 × _____ 人 = _____ 万円
⑥ 特別障害者控除	40万円 × _____ 人 = _____ 万円
⑦ 寡婦控除	<p>27万円 × _____ 人 = _____ 万円</p> <p>ただし、所得が27万円未満のときは、その額 _____ 万円</p>
⑧ ひとり親控除	<p>35万円 × _____ 人 = _____ 万円</p> <p>ただし、所得が35万円未満のときは、その額 _____ 万円</p>
控除額計	<p>上記 _____ 内の金額を加算する _____ 万円</p>

◆ 給与所得の場合

1. 年間総収入金額を計算します ※仕事を始めた時期によって計算の方法が異なります。

	あなたが仕事を始めた時期	計算の方法
①	現在の勤務先に令和2年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和2年中の年間総収入金額（源泉徴収票の支払金額）
②	現在の勤務先に令和2年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
③	現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務した翌月から令和3年12月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から令和3年12月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ = 1年間の推定総収入金額
④	現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給料を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

※ 算出した「年間総収入金額」を別表Aに当てはめて「町営住宅の年間所得金額」を計算してください。

別表A

年間総収入金額	給与所得金額	町営住宅の年間所得金額
550,999円まで	所得金額=0	年間所得金額=0
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入金額-550,000円=所得金額	所得金額-最大10万円=年間所得金額 ※1
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額=1,069,000円	所得金額-10万円=年間所得金額
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額=1,070,000円	所得金額-10万円=年間所得金額
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額=1,072,000円	所得金額-10万円=年間所得金額
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額=1,074,000円	所得金額-10万円=年間所得金額
1,628,000円から 1,803,999円まで	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 A×0.6+100,000円=所得金額	所得金額-10万円=年間所得金額
1,804,000円から 3,603,999円まで	A×0.7-80,000円=所得金額	所得金額-10万円=年間所得金額
3,604,000円から 6,599,999円まで	A×0.8-440,000円=所得金額	所得金額-10万円=年間所得金額
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入金額×0.9-1,100,000円=所得金額	所得金額-10万円=年間所得金額

- 控除額を計算します ※1 年間所得金額が999円までの場合は、0円として扱います。
- 年間所得金額から控除額を引きます
- 控除後の所得金額を12で割り、月収額を計算します

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間所得金額} \\ \text{円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{控除額合計} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \left(\begin{array}{c} \text{月収額} \\ \text{円} \end{array} \right)$$

月収額が、次の基準以下なら申し込みができます。

原則階層	158,000円以下
裁量階層	214,000円以下

※収入基準、裁量階層については、7ページを参照

◆ 年金所得の場合

1. 年間総収入金額を確認します

①	②	③
令和2年2月以前から年金を支給されている方	令和2年4月以降から年金を支給されている方	障害年金、遺族年金、福祉年金など非課税の年金のみの方
前年中の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金を受けている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	年金証書の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金を受けている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	年間所得金額＝0円

※ 「年間総収入金額」を別表Bに当てはめて「町営住宅の年間所得金額」を計算してください。

別表B

受給者の年齢	公的年金の年間総収入金額	年金所得金額	町営住宅の年間所得金額
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得金額＝0	年間所得金額は0
	1,100,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入金額)－1,100,000円＝所得金額	所得金額－最大10万円＝年間所得金額
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入金額)×0.75－275,000円＝所得金額	所得金額－10万円＝年間所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入金額)×0.85－685,000円＝所得金額	所得金額－10万円＝年間所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	所得金額＝0	年間所得金額は0
	600,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入金額)－600,000円＝所得金額	所得金額－最大10万円＝年間所得金額
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入金額)×0.75－275,000円＝所得金額	所得金額－10万円＝年間所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入金額)×0.85－685,000円＝所得金額	所得金額－10万円＝年間所得金額

2. 控除額を計算します

3. 年間所得金額から控除額を引きます

4. 控除後の所得金額を12で割り、月収額を計算します

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額合計} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{月収額} \\ \text{円} \end{array}$$

月収額が、次の基準以下なら申し込みができます。

原則階層	158,000円以下
裁量階層	214,000円以下

※収入基準、裁量階層については、7ページを参照

◆ その他の所得・日雇の場合

1. 年間所得金額を計算します

年間所得金額の計算	その他の所得	開業等の時期	計算のしかた
		① 令和2年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方 ② 令和2年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過している方 ③ 令和2年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過していない方	前年中の年間所得金額 (令和2年分の所得税の確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費 事業を始めた翌月から1年分の所得金額をもって計算する 事業を始めた翌月から令和3年12月までの $\frac{\text{総収入金額 (総売上高)} - \text{必要経費}}{\text{事業を始めた翌月から令和3年12月までの月数}} \times 12$ = 1年間の推定所得金額
日雇		あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
		① 令和2年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方 ② 令和2年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	令和2年中の年間所得金額 (令和2年分の所得税の確定申告書控の所得金額) 日雇を始めた翌月からの所得金額をもって計算する (収入期間のとり方等については「給与所得の場合」(13ページ)の例にならってください)

2. 控除額を計算します

3. 年間所得金額から控除額を引きます

4. 控除後の所得金額を12で割り、月収額を計算します

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間所得金額計} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額計} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{月収額} \\ \text{円} \end{array}$$

月収額が、次の基準以下なら申し込みができます。

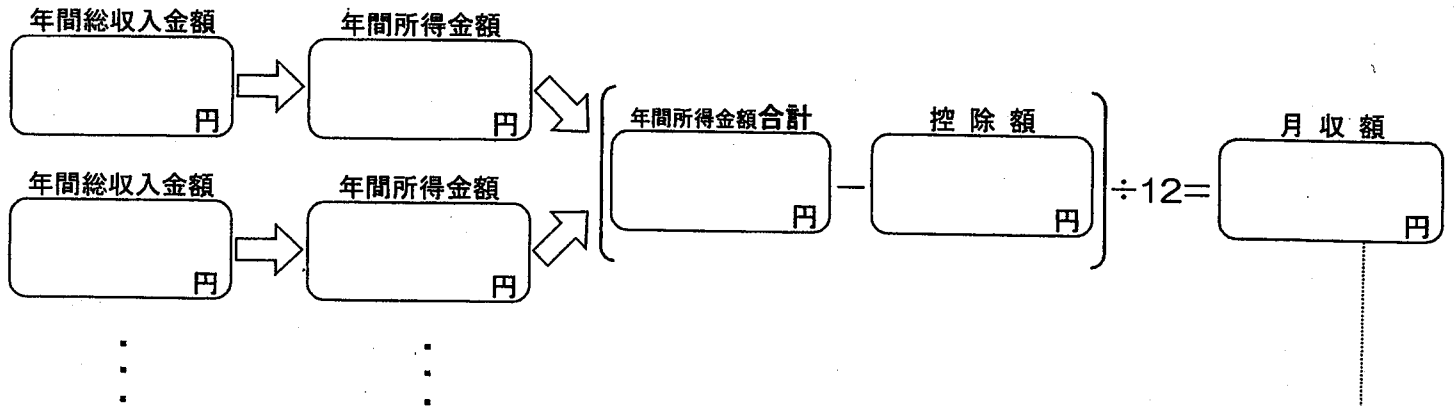
原則階層	158,000円以下
裁量階層	214,000円以下

※収入基準、裁量階層については、7ページを参照

◆ 申込家族の中で2人以上に収入がある場合

はじめに、入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

まずは、年間総収入金額から年間所得金額を算出してください。



月収額が、次の基準以下なら申し込みができます。

原則階層	158,000 円以下
裁量階層	214,000 円以下

※収入基準、裁量階層については、7ページを参照

5 申し込み手続き等について

■ 申込書配布期間

令和4年1月11日(火)～**1月21日(金)**

※ 役場開庁時間(平日8時30分～17時)

■ 申込書配布場所

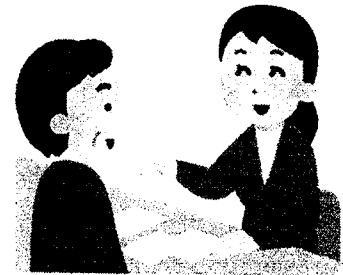
葉山町役場 福祉課(1階3番窓口)

■ 受付・相談期間

令和4年1月11日(火)～**1月21日(金)**

※ 役場開庁時間(平日8時30分～17時)

※ **事前に電話での予約をお願いします。**



葉山町福祉部福祉課

☎046-876-1111

(内線 231)

■ 受付・相談場所

葉山町役場 福祉課(1階3番窓口)

■ 申し込みは窓口のみの受付です。

※ 窓口以外での申し込み(郵送、メール便等)は一切受付できません。

■ 受付期間内に提出書類がすべて揃わない場合は、受付できません。

※ 申込時には、「6 申し込みに必要な書類」のうち該当するもの全てを揃えて申し込むことが必要です。

お 願 い

期間中は多くの方が来庁され混雑が予想されますので、**事前に電話でご予約のうえ、お時間に余裕をもってお越しください。**また、来庁される場合は次の点にご協力ください。

- 事前にこの「募集のしおり」をよくお読みいただき、**ご不明な点をよく整理しておいてください。**
- 申込書の住所・氏名・家族欄など記入できる部分は**すべてご記入の上、ご来庁ください。**
- 入居収入基準(月収額)についてご質問がある方は、**収入を証明する書類(源泉徴収票、年金証書、年金通知のはがき、確定申告書(控)など)を必ず持参してください。**

6 申し込みに必要な書類

申し込みにあたっては、次の書類が必要となります。

- ① 町営住宅入居申込書
- ② 収入を証明する書類（下記を参照してください）
- ③ 入居者全員分の住民票の写し（本籍、続柄の記載のあるもの）
- ④ 貸家等の賃貸借契約書の写し又は家賃支払明細書（現在居住中の家賃支払状況のわかるもの）
- ⑤ 令和3年度の納税証明書（非課税証明書）（住民税の滞納がないことを証する書類として）
- ⑥ 次の方は、それぞれの書類を添付してください。
 - 単身で申し込む方（4ページ）、裁量階層により申し込む方（7ページ）にそれぞれ該当することを証する書類
 - 婚約者の方は、両親または仲人の作成した婚約を証するもの
 - 立ち退きを要求されている方は、その事実がわかる証明書
 - 町外在住で町内勤務の方は、自宅から勤務先までの行程図（所要時間は時刻表等によります）

◆ 収入を証明する書類 について

A) 所得のある方の場合

※ 給与所得、年金所得、事業所得を重複して受け取っている方は、該当する書類をすべて提出してください。

① 給与所得の方

(ア) 令和2年1月1日以前から引き続き現在の勤務先に勤務している方

➤ 令和2年分の源泉徴収票（原本）

(イ) 令和2年1月2日以降から現在の勤務先に勤務している方

➤ 月別給与等支払証明書

(ウ) 現在の勤務先に就職して1ヶ月分の給与をうけていない方

➤ 採用証明書

② 年金所得の方

老齢基礎年金（国民年金）、老齢厚生年金（厚生年金）、恩給、各種共済年金を受けている方

➤ 年金証書・支払通知書のコピー

③ その他の所得の方（自営業、日雇い等）

➤ 令和2年分の確定申告書（控）のコピー

B) 無職・無収入の方がいる場合

① 労災保険、休業補償、遺族年金、障害年金、障害手当金を受けている方がいる場合は次のいずれか

(ア) 労災保険のコピー

(イ) 休業補償のコピー

(ウ) 年金証書のコピー

(エ) 支払通知書のコピー

② 失業中で雇用保険を受けている方がいる場合は次のいずれか

(ア) 離職票のコピー

(イ) 雇用保険受給資格者証のコピー

③ 失業中で雇用保険に入っていない方がいる場合

➤ 退職証明書

④ 生活保護を受けている方がいる場合

➤ 生活保護受給証明書

⑤ 仕送りを受けている方や無職の方がいる場合は次のいずれか

(ア)年金を受けている方

➤ 労災保険、休業補償、年金証書または支払通知書のコピー

(イ)雇用保険を受けている方

➤ 離職票または雇用保険受給資格者証のコピー

(ウ)最近会社を退職した方

➤ 退職証明書

(エ)生活保護を受けている方

➤ 生活保護受給証明書

(オ)非課税証明書

⑥ 最近退職し、結婚したばかりで控除対象配偶者となっていない方がいる場合は次のいずれか

- (ア) 離職票
- (イ) 雇用保険受給資格者証のコピー
- (ウ) 退職証明書

《証明書類の説明》

- 令和3年度の納税証明書（非課税証明書）
税務課で発行する「令和3年度納税証明書（非課税証明書）」
- 令和2年分の源泉徴収票
勤務している会社などが発行するもの。コピー不可。
- 給与支払証明書
現在勤務している会社等から証明を受けてください。
- 採用証明書
現在勤務している会社等から証明を受けてください。
- 雇用保険受給資格者証
ハローワークで発行する受給資格者証
- 離職票のコピー
退職した会社のものを提出してください。
- 退職証明書
退職した会社のものを提出してください。
(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
- 生活保護受給証明書
福祉事務所で発行する生活保護扶助の証明書
- 労災保険、休業補償のコピー
 - ・ 労働基準監督署で発行する労働者災害補償保険休業補償給付支給決定書のハガキ
 - ・ 厚生労働省で発行する労災保険年金等支払通知書のハガキ

7 入居者の決定

■ 公開抽選

入居の決定は、公開抽選とします。

抽選会は抽選の公正を期すために開催するもので、抽選会への出欠は当落に関係ありません。

■ 抽選日時 令和4年2月4日（金）午前9時から

■ 抽選場所 葉山町役場 協議会室2（3階）

■ 優遇扱いについて

20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫及び身心障害者など葉山町営住宅条例第24条第3項の規定により優遇選考の対象となる方については、当選率を一般申込者より優遇します。

■ 抽選結果通知

2月7日（月）以降、全員の方に結果を送付します。

※電話によるお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

8 補 欠

○ 当選者の他に、申込者全員に順位を付して補欠を決定します。

○ 補欠の有効期間は抽選日から6ヶ月間です。

○ 補欠者は、あき家が生じた場合のみ入居可能です。

（注意）平松住宅の他の部屋が6ヶ月以内にあき家となった場合、改めて入居募集をすることなく、補欠者が補欠順位に従って入居可能となります。予めご了承ください。

○ 当選者又は補欠者が入居不適又は辞退した場合は、次順位の者に権利が移り、辞退した者は補欠の最終順位に改めて連ねることになります。

9 入居開始日

○ 令和4年2月中旬以降

○ 入居時の鍵の受け渡しは、福祉課で行います。

○ 3月末までには入居すること。

10 入居後の注意事項

※申し込みにあたっての了解事項とさせていただきます。

1. 町営住宅内では、**動物（身体障害者補助犬、観賞用魚類を除く）の持込み及び飼うことを禁止**しています。
2. 町営住宅の駐車場は戸数分ありませんので、駐車できる台数以上になった場合には、民間の駐車場をご自分で確保していただきます。**違法駐車や迷惑駐車は絶対にやめてください。**
3. **電気、ガス、水道等は入居する際、各自で申し込み**手続きをしていただきます。なお、下水道料金は水道料金と一括での請求になります。
4. 階段灯・街灯等の電気料金、共同水道の使用料金、し尿、ゴミ処理等に関する費用は、共益費として入居者負担となります。なお、共益費は入居者で役割分担を決めて皆様方が集金し、直接支払ってください。この費用は、それぞれの団地によって異なります。
5. 入居手続きの際には、**連帯保証人が1人**必要です。連帯保証人は、県内居住者で、入居者と同等程度以上の収入がある方（申込者の3親等以内の親族の場合は、県外でも可）を選んでください。また、連帯保証人の印鑑証明書、保証人の収入がわかる書類が必要となります。
6. **引越は、入居指定日後10日以内**となっております。この期間に必ず入居し、入居日から10日以内に入居完了届を提出してください。万一、どうしても入居ができない場合は、所定の手続きを行ってください。手続きがない場合は入居を取り消すことがあります。
7. **敷金は、家賃の2か月分**を入居手続き時に納入していただきます。この敷金は入居者が町営住宅を明け渡した後にお返しすることとなりますが、この場合、未納の家賃または損害賠償金（住宅補修費等）がある場合、これらの額を差し引いてお返しすることになります。
8. 月の途中で入居または退去するときは、使用日数分の家賃を日割り計算で納めていただきます。
9. 家賃は、原則毎月末日までに支払っていただきます。
10. 家賃を滞納した場合、入居名義人に催告を行うとともに、連帯保証人に請求をすることがあります。この場合には連帯保証人に多大な迷惑をかける

こととなりますので、家賃は必ず納入期限までに納入してください。

11. 入居後は、毎年収入の調査を行います。その調査結果で家賃を毎年決定します。収入調査は、町営住宅の全世帯が対象となり、収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅並の家賃負担となります。
12. 入居から3年を経過した後に、世帯の月収額が入居収入基準を超えた場合には、収入超過者となり、住宅の「明渡し努力義務」が生じるとともに割増家賃が加算されます。
13. 入居してから5年を経過した後に、高額所得者と認定されたときは、一定の期間を定め、住宅の「明渡し請求」をし、退去していただきます。

附録 家賃早見表

- 13 ページ～16 ページで計算した申込家族の月収額を別表Cに当てはめると家賃が出ます。

別表C

	申込家族の月収額	家賃(※)	
		滝の坂住宅	平松住宅
原則階層	0円 ～ 104,000円	21,500円	22,600円
	104,001円 ～ 123,000円	24,800円	26,100円
	123,001円 ～ 139,000円	28,400円	29,900円
	139,001円 ～ 158,000円	32,100円	33,700円
裁量階層	158,001円 ～ 186,000円	36,600円	38,500円
	186,001円 ～ 214,000円	42,300円	44,500円

※ 令和3年度の家賃になります。

実際には、申込家族の月収額に相当する家賃算定基礎額に応益係数（市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数）を乗じて算出するため、来年度以降分の家賃については変更が生じます。目安としてご確認ください。

- ※ 原則階層、裁量階層については、「3 収入基準について（7ページ～）」をご覧ください。